

相続専門税理士が解説！

「配偶者居住権」でできる 相続税の節税対策

先着**30**名
参加費無料

相続税・贈与税はどう変わる？ 速報!! 令和5年度の税制改正大綱

第1部 14:30~15:30 講演



◆講師◆
税理士法人安心資産税会計 専務
税理士 大塚 政仁 氏

- 配偶者居住権とは？～概要と使う場合のメリット～
- 配偶者居住権で相続税が節税できる仕組み
- 配偶者居住権を使わない方がよいケース

■特別企画■

12月中旬発表の税制改正速報もいち早くお届けします！

- 相続時精算課税と暦年課税～相続税と贈与税の一本化とは？～
- 令和5年度税制改正大綱の相続税・贈与税のポイント

◆講師紹介◆

相続税は、特例制度を知らなかっただけで、数百～数千万円の差がつくことが頻繁にあります。法令等を歴史的変遷まで調べた上で税法を解釈し、お客様の問題解決にあたっています。
著書：「Q&A空き家譲渡特例のすべて」
「Q&A居住用財産譲渡特例のすべて」
「Q&A実例から学ぶ配偶者居住権のすべて」

第2部 15:45～ 個別相談会(要予約)

日時

2022年 **12**月 **19**日(月)
14:30~15:30 講演
(14:15~受付開始)

場所

埼玉会館 7階 7A
JR浦和駅西口徒歩6分
👉裏面地図参照

不動産のご相談は 大和不動産へ！

主催：  株式会社 **大和不動産**
共催：  一般社団法人 **埼玉県相続サポートセンター**

お問合せ
ご予約はこちら
※本セミナーは完全予約制です

(お申込受付窓口) 株式会社大和不動産 不動産コンサル課
〒330-0063埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1エイパックスタワー浦和中央館202
☎048-824-5565 FAX.048-711-9151
(受付時間：10：00～17：30 水曜定休)

日程：2022年12月19日(月)

14:15より受付開始

【講演】14:30～15:30（約60分間）

【個別相談会】15:45より（要予約）

会場：埼玉会館 7階(7A)

●会場住所／さいたま市浦和区高砂3-1-4（JR浦和駅西口より徒歩6分）



申込書 FAX

048-711-9151

お申込みは、本申込書に必要事項をご記入の上、切り取らずにFAXしてください。
お電話でのお問合せ・お申込みもお気軽にどうぞ。

「配偶者居住権」でできる相続税の節税対策
相続税・贈与税はどう変わる？令和5年度の税制改正大綱

ふりがな ご氏名	年齢 歳	参加人数	人
		個別相談の希望	する・しない
ご住所	〒	TEL	
		FAX	
ご同伴者 複数名でお申込時は 必ずご記入ください	ご氏名	ご氏名	



株式会社 大和不動産 不動産コンサル課
〒330-0063さいたま市浦和区高砂1-2-1
エイパックスタワー浦和中央館202

FAX 048-711-9151

☎ 048-824-5565

受付時間10:00～17:30（水曜定休）

電話番号とFAX番号が異なります。おかけ間違いのないようお気を付け下さい。

発行日：2022年11月1日
有効期限：2022年12月19日

お預かりした個人情報の取扱いについて

■株式会社大和不動産および一般社団法人埼玉県相続サポートセンターは、お客様からご提示いただいた名前、住所、電話番号、性別その他のお客様個人に関わる情報（以下、「個人情報」という）を、業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。また、お客様の許可なく、当該利用目的以外で使用致しません。